

令和3年第2回臨時会  
新冠町議会会議録  
第1日（令和3年5月7日）

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- |     |        |                  |
|-----|--------|------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名       |
| 第 2 |        | 会期の決定            |
| 第 3 |        | 諸般の報告            |
| 第 4 | 会議案第5号 | 議席の変更について        |
| 第 5 | 選任第 1号 | 常任委員会委員の選任について   |
| 第 6 |        | 議長の常任委員辞任について    |
| 第 7 |        | 諸般の報告            |
| 第 8 | 選任第 2号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 第 9 |        | 諸般の報告            |
| 第10 |        | 町長の所信表明          |
| 第11 | 承認第 2号 | 専決処分について         |
| 第12 | 承認第 3号 | 専決処分について         |
| 第13 | 承認第 4号 | 専決処分について         |
| 第14 | 承認第 5号 | 専決処分について         |
| 第15 | 承認第 6号 | 専決処分について         |
| 第16 | 承認第 7号 | 専決処分について         |
| 第17 | 承認第 8号 | 専決処分について         |
| 第18 | 同意第 1号 | 新冠町副町長の選任について    |

◎追加日程

- |     |        |                    |
|-----|--------|--------------------|
| 第 1 | 同意第 2号 | 新冠町教育委員会教育長の任命について |
| 第 2 | 会議案第6号 | 閉会中の継続調査について       |
| 第 3 | 会議案第7号 | 閉会中の継続調査について       |

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

1番	芳住革二君	2番	長浜謙太郎君
3番	酒井益幸君	4番	武田修一君
5番	但野裕之君	6番	竹中進一君
7番	須崎栄子君	8番	氏家良美君
9番	秋山三津男君	10番	中川信幸君
11番	堤俊昭君	12番	荒木正光君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	中村義弘君
教育長	山本政嗣君
総務課長	佐藤正秀君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	坂東桂治君
保健福祉課長	鷹觜寧君
税務課長	原田和人君
産業課長	島田和義君
建設水道課長	関口英一君
会計管理者	坂本隆二君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
牧野所長	工藤匡君
農業委員会事務局長	山谷貴君
管理課長	湊昌行君
社会教育課長	新宮信幸君
総務課総括主幹	小林和彦君
企画課総括主幹	楫川聡明君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	谷藤聡君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
税務課総括主幹	今村力君
産業課総括主幹	三宅範正君
建設水道課総括主幹	寺西訓君

建設水道課総括主幹

磯野 貴弘 君

管理課総括主幹

小久保 卓 君

管理課総括主幹

坂元 一馬 君

社会教育課総括主幹

佐々木 京 君

社会教育課総括主幹

曾我 和久 君

代表監査委員

岬 長敏 君

◎議会事務局

議会事務局長

田村 一晃 君

議会事務局総括主幹

伊藤 美幸 君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和3年第2回新冠町議会臨時会を開会いたします。

会議に先立ちまして、私から一言ごあいさつを申し上げます。

鳴海町長再選おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。鳴海町政2期目となる現在の社会は、昨年来からコロナウイルス感染症の猛威のもと、先行きの見えない不安の中にまだあります。その中であって、地方自治体は安全な生活環境の確保と地域経済の維持という高いハードルの克服に挑んでいます。直面する課題は難題であり、容易なものではありません。しかし、鳴海町長のリーダーシップと推進力をもって臨むことで克服は可能であり、必ずや明るい町づくりが推進されると信じています。鳴海町長がこれまでの実績と功績を踏まえ、さらなる発展をとげられるようご期待申し上げ、お祝いの言葉といたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番堤俊昭議員、1番芳住革二議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本理事会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名をお手元に配付しておきましたのでご了承を願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議席の変更について

○議長（荒木正光君） 日程第4、会議案第5号 議席の変更についてを議題といたします。

議席は、新冠町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更をするものです。

お諮りいたします。議席の変更は、議長により指定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、議席の変更は議長が指定することに決定いたしました。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（田村一晃君） それでは、議席番号と氏名を申し上げます。1番 武田修一議員、2番 中川信幸議員、3番 秋山三津男議員、4番 氏家良美議員、5番 但野裕之議員、6番 竹中進一議員、7番 長浜謙太郎議員、8番 酒井益幸議員、9番 須崎栄子議員、10番 芳住革二議員、11番 堤俊昭議員、12番 荒木正光議員。

○議長（荒木正光君） ただいまの朗読のとおり議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 選任第1号

○議長（荒木正光君） 日程第5、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、新冠町議会委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者ありなし）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。総務産業常任委員会委員に、中川信幸議員、秋山三津男議員、氏家良美議員、但野裕之議員、長浜謙太郎議員、酒井益幸議員、須崎栄子議員、

芳住革二議員、社会文教常任委員会委員に、武田修一議員、氏家良美議員、但野裕之議員、竹中進一議員、長浜謙太郎議員、酒井益幸議員、須崎栄子議員、堤俊昭議員、議会広報常任委員会委員に、氏家良美議員、但野裕之議員、長浜謙太郎議員、酒井益幸議員、須崎栄子議員、私荒木、以上のとおり指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいまの常任委員会委員の選任において、私は議会広報常任委員会委員に選任されましたが、委員を辞任したいので、辞任の件を審議する間、会議の進行を堤副議長に代わっていただきたいと思っております。堤副議長よろしく申し上げます。

(荒木正光議長退席)

#### ◎日程第6 議長の常任委員辞任について

○副議長(堤俊昭君) 日程第6、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

ただいま、議会広報常任委員会委員に選任されました荒木議長から、辞任したい旨の申し出がありました。議長は、職責によりどの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権等、議長固有の権限を有することを考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することが適当でないと考えられます。また、行政実例においても議長については辞任を認めていることから、議会広報常任委員会の委員を辞任したいとするものです。

お諮りいたします。申し出のとおり辞任について許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(堤俊昭君) 異議なしと認めます。

よって、議長の議会広報常任委員会委員の辞任について、許可することに決定いたしました。

○議長(荒木正光君) 暫時休憩いたします。

なお、休憩中に各常任委員会の初委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時31分

○議長(荒木正光君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第7、諸般の報告を行います。

休憩中の各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告します。総務産業常任委員会委員長に芳住革二議員、副委員長に中川信幸議員、社会文教常任委員会委員長に氏家良美議員、副委員長に須崎栄子議員、広報常任委員会委員長に長浜謙太郎議員、副委員長に酒井益幸議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第8 選任第2号

○議長（荒木正光君） 日程第8、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、新冠町議会委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者ありなし）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。議会運営委員会委員に堤俊昭議員、芳住革二議員、氏家良美議員、長浜謙太郎議員、秋山三津男議員、但野裕之議員、以上のとおり指名をいたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に議会運営委員会の初委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時43分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第9、諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。議会運営委員会委員長に但野裕之

議員、副委員長に秋山三津男議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。

諸般の報告を終わります。

◎日程第10 町長の所信表明

○議長（荒木正光君） 日程第10、町長の所信表明を行います。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 令和3年第2回新冠町議会臨時会の開催にあたり、町長就任のごあいさつと町政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、4月20日に告示されました新冠町長選挙におきまして、無投票当選の栄に浴し、5月1日付けをもちまして二期目の町政運営を担うこととなりました。思い起こせば4年前、多くの町民の皆様方からの熱い支持を胸に抱きながら、「町民の声が活かされる町政」、「分かりやすく公平・公正な町政」、「町民と行政との協働の町づくり」を基本姿勢に「思いやりと笑顔にあふれた新冠」の実現に向けて大きく踏み出した一歩は、町民の皆様、町議会議員の皆様、職員の皆様に支えられながら、確かな足跡となり確実に前進することができたものと思っております。おかげさまをもちまして継続事業を含め、町民の皆様にお約束してきた公約の8割以上を達成することができましたことを改めて感謝申し上げる次第であります。しかしながら、これらの事業につきましては急速に進む時代の流れによって変化が伴うほか、未だ衰えを見せない新型コロナウイルス感染症への対応が求められますことから、常に事業の検証を行いながら必要に応じて、改善を図っていかなければならないものと思っております。また、医療・福祉施設や道の駅の改築など、やり残した事業もまだまだ多くありますことから、町議会議員の皆様はもとより、町民の皆様と協議しながら施策を進めて参りたいと考えております。

1点目は、一次産業の振興についてであります。昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国内外への移動や外食の自粛のほかインバウンドの減少は、農林水産物の消費を抑制し、市場価格の下落を招いたことから、当町の主要産業であります一次産業への影響が懸念されましたが、幸いにも深刻な事態にまでは至らず安堵をしたところであります。今後は、コロナ禍にあっても生産から流通、消費まで国民が安心して暮らせるよう産業構造そのものが大きく様変わりしていくものと考えられますので、国の政策や生産団体、生産者の意向をしっかりと踏まえ、時代に即した支援に努めてまいりたいと存じます。農業振興におきましては、これまでの取り組みにより基幹作目であるピーマンや黒毛和牛は、市場関係者や消費者からも高い評価を頂戴しており、特にピーマンは道内一の生産地として、昨年は11億円を超える販売額となっておりますことから、今後も安全で安心な農畜産物を安定して提供できるよう生産・集荷体制の維持・拡大に向けた支援を続けてまいりますほか、農道や営農飲雑用水施設などの基盤整備にも取り組んでまいります。林業振興におきましては、戦後に植林された人工林の多くが成熟し本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を有効に活用されるよう適切な施業管理が求められていることから、町

有林はもとより私有林につきましても新たな森林経営管理制度のもと、財源措置された森林環境譲与税を有効に利用しながら取り組んでまいります。漁業振興におきましては、気象や海水温の細かな変化が漁獲量に著しい影響を及ぼすことから、沿岸漁業を主体とする当町にとっては、限られた資源と漁場を有効に活用し、資源回復や生産増大に向けた地道な取り組みが大変重要でありますので、漁業協同組合や関係団体との連携を図りながら、前浜の資源の確保・育成に努めてまいります。また、一次産業全体を通じて担い手や働き手の不足が恒常的となっており、健全な経営体を維持していくことは重要な政策課題であると認識しておりますことから、これまで実施してきた農業分野での担い手並びに新規就農対策の更なる充実を図りますとともに、一次産業全体の持続的な発展に努めてまいります。

2点目は、住民福祉の充実についてであります。医療・福祉・介護を取り巻く状況はこれまでの分野別の施策から、それぞれが重なり合い一体として取り組む地域共生社会の仕組みづくりへと変化が求められております。今後は、新たに策定した地域福祉計画や健康増進計画と既存計画との整合性を図りながら、社会福祉協議会との連携やボランティアの育成に意を用いながら、町民が安心して住み続けられるよう施策展開してまいり所存であります。現在、新型コロナウイルス感染症に係る対策が最も優先される課題と認識し、取り組んでおりますことをご理解願いたいと存じます。特に今、最も急がれる課題は新型コロナウイルスワクチン予防接種の早期実施であり、現在高齢者から始まるワクチン接種に向け、全庁体制で取り組んでおりますので、今しばらくお待ちいただきたいと存じます。また、町民の健康増進対策として実施した新冠温泉寿入浴券の配布や特定検診及び各種がん検診の無料化の継続はもとより、今後は現在、中学生までを対象に子どもの医療費助成を実施しておりますが、高校生までの助成拡大についても検討を進めてまいりたいと存じます。加えて、高齢者の季節性インフルエンザ予防接種助成の拡大など、感染症予防対策の充実努めるほか、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年を見据えつつ、当町の医療・福祉・介護を効率的に運営するための施策方針の策定を進めてまいりたいと存じます。

3点目は河川の防災対策やJR海岸の護岸復旧についてであります。防災対策は町民の生命と財産を守る安心・安全なまちづくりのスタートラインであるにとらえ、就任以来、防災対策の充実・強化を図ってまいりました。昨年度は、北海道が管理する河川の浸水想定区域図の見直しにあわせ、千年に一度の大雨を想定した新しいハザードマップを作成したところでありますが、今年度千島・日本、両海溝型地震による津波の浸水想定区域図が北海道から示される予定となっておりますことから、これと整合性を図った津波ハザードマップを作成いたします。また、新冠市街地及び節婦町地区に設置していた防災行政無線のデジタル化にあわせ、防災行政無線が届かない町民の皆さんへの情報伝達手段としてスマートフォン、携帯電話のほか、固定電話などを活用した情報伝達が可能となるシステムを導入しておりますので、多くの町民の皆さんに利用いただけるよう、普及促進に努めてまいります。このほか防災備品の更新、補充や既存の設備の維持管理を行うとともに、津

波や大雨、土砂災害などの自然災害に対し、速やかに対応できるよう施設維持費の配分や危機管理体制の強化に努めてまいりますほか、新冠市街地及び節婦漁港、両海岸護岸の嵩上げについては事業促進要請を、また新冠川左岸を始めとする安全な治水対策については、現在、北海道において検討中とされておりますが、早期事業化に向けて引き続き協議要請してまいります。また、J R 海岸の護岸対策につきましては、北海道が責任を持って対応するとの意向が示されておりますことから、抜本的対策に向かうものと期待しているところであり、先般も道が主体となつての被災護岸の概略調査が行われ、今年度は実施計画立案に向けた現地調査業務が実施される予定となっておりますので、今後とも道との情報交換に努めてまいります。

4点目は、老朽化した公共施設の改修等についてであります。町内にある公共施設のおよそ4割は建築後30年以上が経過していることから、今後多くの施設の改修・更新を迎えることとなります。特に、国保診療所につきましては建築後50年が経過しており、最も優先すべき施設の一つとして認識しておりますが、町長就任以来、多くの町民の方々から声が寄せられていた早期の病床復活を果たしたところであり、これまで申し上げてまいりましたように、まずは診療所の経営安定を図った上で、適切な施設規模の改築について内部検討はもとより、議会や町民の皆さんと協議・検討を進めてまいりたいと考えております。また、建築後38年が経過している特別養護老人ホーム恵寿荘につきましては、待機者の状況やスタッフの確保の面からも適正規模を見極める必要があるばかりでなく、建設場所の適地の面からも慎重に取り進める必要があるものと考えているところであり、加えて多額の費用を要することが見込まれますことから、適正規模の見極めと財源の確保が必要不可欠である旨、申し上げてきたところでございますが、現在もこの考え方につきまして基本的に変わってはいません。このほかの施設につきましては総合管理計画に基づき、利用実態や老朽度合いを見極めた個別計画をたて適宜判断してまいります。いずれにいたしましても、大型事業につきましては先にも申し上げましたが、大きな財政出動を伴うこととなるため、社会情勢や町民の方々のニーズを的確にとらえるとともに、さまざまな行政課題の優先度も考慮しながら慎重に進めていく必要があると考えておりますので、状況に応じて議会や町民の皆さんと協議しながら取り進めてまいりたいと存じます。

5点目は、日高自動車道やJ R 敷地を見据えた市街地の整備についてであります。日高道の延伸に伴い、近い将来、新冠インターチェンジの開通が見込まれていることに加え、鉄道用地により分断されている市街地形成において、道の駅のリニューアル計画も含め、J R 日高線の廃止に伴う鉄道用地の利活用を図ってまいりたいと考えているところであり、特にオープンから22年が経過した道の駅のリニューアルについては、道の駅の利用者のニーズから質の向上や機能強化のほか、農業・観光・福祉・防災・文化等が感じられる当町らしい特色ある施設づくりに加え、新冠インターチェンジの開通による利用者増加に伴う駐車スペースの確保などを視野に入れた検討課題としており、これまで地質調査を終え、今後J R 敷地の確保や実施設計を含め、具体的な整備計画を図る予定としている

ところでございます。このほか、日高道の整備により発生する残土について、今後西泊津町有地で48万立方メートルを受け入れる予定としており、二、三年後にはおおむね全体の平地化が図られることが予想されますことから、移転したホロシリ乗馬クラブを含めた西泊津町有地の有効活用策について検討してまいりたいと考えているところであります。このような鉄道の廃止や日高道の延伸を契機に50年先、100年先を見据えた市街地形成や道路整備計画に取り組む足掛かりとなるよう議会をはじめ、町民の皆さんと議論してまいりたいと考えているところではあります。また、コロナインターチェンジ以降の決定ルートについて未だ国土交通省から示されていないことから、もう少し時間がかかるものと思っております。

6点目は、地域公共交通の検証と充実についてであります。JR日高線の運休以来約6年に及ぶ議論の末、ようやく本年4月1日から新たなバス体系による本格運行がスタートいたしました。これまで運行されてきた道南バス、JR北海道バス及び列車代行バスの路線について一体的に検討を行い、管内7町それぞれの課題や要望に加え、バスの利用実績を踏まえた中で転換バスの運行を担うバス事業者との協議を重ねたものとなっており、登校バスの新設や既存バス路線の高校乗り入れなど、最大の利用者である通学生の利便性向上をはじめ、日常利用の利便性向上のため停留所の増設、えりも・苫小牧長距離直行便の設定による通院や買い物等の需要への対応、別々の便を直通化し乗り継ぎの解消などを図る一方、将来にわたる持続性の観点から、近接便の統合なども行っております。このように、利便性に加え持続可能性なども協議しながらダイヤ調整を行ったところでありますが、運行開始から1カ月が経過し、課題点や改善点も現れてきておりますので、今後、利用者の声を参考に必要な見直しを行ってまいります。

7点目は、義務教育環境の整備についてであります。これまで当町では、複式学級の課題や問題点を解消すべく、平成20年度に町内に9校あった小学校を2校に統合するとともに、平成29年度からは町が独自に教職員を採用しながら複式学級を回避してまいりましたが、児童数の減少には歯止めがかからず、一部の学年において複式学級となっております。これと相まって、義務教育施設全体の老朽化が進んでいることから、将来的な学校環境整備を進めるにあたり学校の適正規模、適正配置及び施設整備の在り方そのものをしっかりと見極める必要があると判断し、教育委員会において「町立学校在り方検討委員会」を設置し「新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画」をまとめたところであります。既に、地域での説明会を終え、出席された方々からさまざまなご意見・ご提言をいただいたところでありますので、これらご意見等を踏まえながら閣議決定された35人学級を念頭に詳細な計画案をまとめ、施設の改修計画に繋げ、より良い教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

8点目はアイヌ施策の推進についてであります。平成31年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」いわゆる「アイヌ新法」が制定され、今を生きるアイヌの人々が誇りを持って地域で暮らし、アイヌ文化を次世代へ

継承して行くとともに、多様な文化と共生・共存しながらアイヌ文化を発信し、アイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会を築くことを目的に「アイヌ政策推進交付金」が創設され、アイヌ文化の継承と伝承活動のためのさまざまな事業展開が可能となっております。当町におきましても、アイヌ協会の皆さんと協議を重ねた結果、シャクシャイン伝説が残りアイヌの無縁者 847 体が眠る納骨堂があり、今なお多くのアイヌ文化の歴史が語り継がれ、民族にとって由緒ある判官館に協会の活動拠点となる多機能型交流施設を建設すべく、令和 2 年度に地質調査及び実施設計を行ったところであります。判官館は新冠の歴史を見守り続けた山であり、多くの伝説や逸話が語り継がれる場所で、今や多くの町民や来町者の憩いの場所でもあります。私は、ここをアイヌ文化伝承の拠点と位置付け、この度の交流施設の建設を契機とし、新冠百話に綴られた先人たちの伝説や逸話を絶やすことなく語り継いでいく活動や、タコッペ湿原などの自然環境の保全や、先人たちが残してくれた貴重な歴史に触れていただくための看板等を整備し、判官館一帯をアイヌ文化と歴史の象徴として、また利用者の憩いの場所として将来にわたって守り続けていきたいと考えております。今年度は、いよいよ建築本体工事に取りかかるべく準備を進めるとともに、これに合わせた施設の利活用方法等につきましても、アイヌ協会との協議を進めながら、今後においても 5 年毎に行われる事業の見直しを含め、さらなる施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

9 点目は、合葬墓の整備についてであります。人口減少や少子高齢化のなか、墓の継承問題や維持管理等に対して不安や悩みを抱えている方が少なからずいらっしゃいます。近年、こういった不安に対応すべく、他の人たちの遺骨と合せ一緒に埋葬する合葬墓や共同墓などと呼ばれる共有のお墓が建立されております。管理運営につきましては、公営のほか民営や寺院が運営するものがあり、さまざまな方法が取られていると伺っているところでありますが、お墓を守ってくれる親族や子孫がない場合や、いわゆる墓じまいの場合などにも利用される方が多く、ニーズが高まっていると思われまことから、当町におきましても設置に向けた検討をしてまいりたいと考えております。仮に町が実施する場合、宗教色を出さない配慮や一度納骨すると取り出すことができないなどの制約がありますので、まずは先進事例等を参考にしながら、関係者と十分な協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げましたとおり、当町の課題はまだ多くいずれも多額の財政出動を伴うものばかりであります。課題解決に向けましては行・財政改革を念頭に置きながら、私の目指す町民との対話を大切に、町民に寄り添ったまちづくりが実現できるよう、各種検討委員会を設けながら幅広い見地からご意見がいただけるよう、取り進めてまいりたいと考えております。

以上、二期目に向けた私の所信と主な施策について述べさせていただきました。コロナ禍という未曾有の事態を目の当たりにし、新たな希望がなかなか見出せない厳しい状況にはありますが、一日も早く日常を取り戻せるよう、職員一丸となって新型コロナウイルス

感染症対策に取り組んでまいりますとともに、新たな施策の推進に向け「町民の声が活かされる町政」、「分かりやすく公平・公正な町政」、「町民と行政との協働のまちづくり」の3つを基本姿勢に据えながら「思いやりと笑顔にあふれた新冠」の実現に全力を傾注してまいります。町民の皆様、町議会議員の皆様、そして関係団体、関係機関の皆様のご支援を心からお願い申し上げ、所信表明といたします。

○議長（荒木正光君） 町長の所信表明が終わりました。

◎日程第11 承認第2号

○議長（荒木正光君） 日程第11、承認第2号 専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

原田税務課長。

○税務課長（原田和人君） 承認第2号 専決処分について地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書、新冠町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年3月31日付けをもって専決処分したものです。専決理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、お手元に配布しております承認第2号資料により説明させていただきますので、そちらをご覧ください。はじめに専決理由であります。このたびの改正につきましては、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置の創設などに加え、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行うとした令和3年度税制改正の大綱に沿って、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、原則、令和3年4月1日から施行されました。これに伴い、令和3年4月1日施行の部分について、新冠町税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を開催するいとまがなかったことから、専決処分を行ったものです。

次に、改正の内容についてご説明申し上げます。はじめに、第1条、新冠町税条例の一部を改正する条例についてです。1つ目は、個人町民税関係であります。1点目は、給与所得者の扶養親族申告書の電子提供に係る税務署長の承認が廃止となること。2点目は、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提供に係る税務署長の承認が廃止となること。3点目は、退職所得申告書の電子提供に係る税務署長の承認が廃止となること。4点目は、住宅借入金等特別税額控除の拡充・延長で、控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年12月31日までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和すること。また、各年分の所得税で控除しきれずに残った控除額は、翌年度の個人住民税において減額することです。2ページに

移ります。2つ目は、固定資産税関係であります。1点目は、我がまち特例の課税標準の割合を定める規定の追加で、下水道法に規定する認定事業者が認定計画に基づき、設置した雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を3分の1とすること。中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って、取得した同法に規定する先端設備等に該当する事業の用に供する家屋、機械装置等並びに構築物に係る固定資産税の課税標準をゼロとすること。このほか、地方税法の改正に伴い条文の整理を行ったものです。2点目は、土地に係る固定資産税等の負担調整措置で宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続し、その上で令和3年度に限り負担調整措置等により、税額が増加する土地については前年度に据え置く特別な措置を講じたこと。3点目は、東日本大震災に係る特例措置の延長で、被災住宅用地に代わって取得した土地に係る特例措置の適用期限を5年延長するものです。3つ目は、軽自動車税関係であります。1点目は、環境性能割の臨時的軽減の延長で、税率を1%軽減する臨時的軽減について期限を9カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とすること。2点目は、環境性能割の税率区分の見直しで軽減対象車の割合を現行水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直すこと。3点目は、グリーン化特例の見直しで重点化を行った上で2年間延長するものです。3ページに移ります。4つ目は、地方税法の改正に伴い条文の整理を行ったものです。

次に、第2条、新冠町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてです。法人町民税関係で、国においてデジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設や、コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直しをするとともに、こうした投資等を行う企業に対し繰越欠損金の控除限度額を最大100%とする特例を創設することに伴う地方税法の改正に伴い、条文の整理を行ったものです。4ページに移ります。附則です。第1条施行期日です。この条例は、令和3年4月1日から施行します。なお、中小企業等経営強化法に規定する特例対象資産の課税標準をゼロにする規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行し、下水道法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準を3分の1にする規定は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。第2条 町民税に関する経過措置です。令和3年4月1日以前に行った給与所得者等の扶養親族申告書の電子提供については、従前の例によるものです。

第3条、固定資産税に関する経過措置です。別段の定めがあるものを除き新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるもの。同条第2項から第4項の規定は、令和3年3月31日までの間に取得した改正前の地方税法附則第15条第8項、同条第41項と法附則第64条に規定する資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるもの。同条第5項の規定は令和3年4月1日以後に改正後の地方税法附則第64条に規定する、特例対象資産に対して課する附則第1条第2号に掲げる規定の施行の

日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税について適用するもの。この場合、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までに取得をした特例対象資産に対する適用については、改正後の地方税法附則第64条中、中小企業等経営強化法を生産性向上特別措置法に読み替えるものです。

5ページに移ります。第4条 軽自動車税に関する経過措置です。新条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割については、なお従前の例によるもの。新条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の種別割について適用し、令和2年度までの種別割については、なお従前の例によるものです。

以上が、承認第2号 新冠町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る提案理由でございます。ご審議賜わり、報告のとおりご承認下さいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第2号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 2ページの①の認定先端設備等導入の中に機械装置等ということが書かれておりますけれども、これは仮にトラクターの先端措置、自動運転とか実際に真っ直ぐ走れるようなものとか、それから肥料とか撒いたら重複しないようにとかということで、大体40万円から高いものだったら300万円ぐらいするわけですけど、こういったものを後づけした場合にはこれの対象になるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 原田税務課長。

○税務課長（原田和人君） この部分につきましては、町において計画認定を受けなければならないというものがございますので、そういった手続を経て導入されたものであれば、固定資産税の部分についてはこういった部分が適用されるということで、ご理解をお願いしたいと思います。具体的な部分につきましては、その計画の部分で審査されることではないかと思えます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） はい、わかりました。それでこれはもう既にトラクターにそういう装置をつけたもの、それからこれからつけたものということで分けて考えなければならぬのでしょうか。以前からついているものは対象になるのか、これからはこういう内容からいくと対象になりそうな感じはするんですけど。

○議長（荒木正光君） 原田税務課長。

○税務課長（原田和人君） あくまでも取得される部分について計画の認定を受けなければならないということで、ご理解をしていただきたいと思えますけども、これまでの部分

についてはちょっと計画の認定からはちょっと外れるのではないかと思いますけども、これから三、四十万という、仮にの話ですけどそういった部分が具体的に認定されるかどうかというのは、計画書が上ってきた段階でどうなのかというのは、計画書の中で判断されるものということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございますか。

中川議員。

○2番（中川信幸君） この条例改正によって影響額というのはおおむねどれぐらいなのかをお願いします。

○議長（荒木正光君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 今回の改正内容について、町の影響額はというお話でございましたけども、町の収納に対する影響額というふうに考えますと、ほとんどの改正内容は今までの特例を期間の延長という形になっていますから、そういう意味では町の税収の部分についての影響額というのはほとんどないかというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第12 承認第3号

○議長（荒木正光君） 日程第12、承認第3号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第3号 専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書、令和2年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年3月29日付けをもって専決処分したものと

です。

このたび、専決処分いたしました補正の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、教育委員会管理課で実施した事業の内、国庫補助金を差し引いた町負担の負担額に対し、3月29日地方創生臨時交付金426万8,000円の追加交付決定通知があったことから、その他の事業についても事業完了に伴う実績額にあわせ減額補正等を行ったものです。令和2年度地方創生臨時交付金として一次、二次、今回の追加交付をあわせ2億8,549万4,000円の交付があり、歳出においては一般会計・特別会計あわせ3億703万7,000円の事業を行っており、地方創生臨時交付金と管理課の国庫補助金を差し引くと、町の持ち出しは1,755万5,000円となっております。これら補正にあたり議会を開くいとまがなかったことから、専決処分を行っております。

予算書の1ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、8目諸費、214万2,000円の追加、感染予防対策備品購入費補助金で、当初予算1,000万円に対し、1,625万7,000円の実績となりましたが、不足額625万7,000円の内、411万5,000円を予備費充用した結果、214万2,000円不足したことから追加したものです。8ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、774万9,000円の減。一人10万円の特別定額給付金事業、一世帯1万円の巣ごもり暖房費支等支援事業及び寿入浴事業に係る補正で、1節報酬87万7,000円の減は、定額給付金事業及び暖房費等支援事業に係る会計年度任用職員の報酬の減額で、本人希望により月12日程度の勤務日数となったことから減額、3節職員手当等9万3,000円の減は、同じく会計年度任用職員の期末手当の減額で、勤務日数の減により手当の支給対象とならなかったことから減額するもの。8節旅費3万1,000円の減は、定額給付金事業及び暖房費等支援事業に係る旅費の執行残を減額。10節需用費416万2,000円の減は、定額給付金事業に係る消耗品費の執行残を減額。11節役務費73万4,000円の減、通信運搬費44万1,000円の減は、定額給付金事業及び暖房費等支援事業に係る郵便料で、未申請者に対する勸奨件数の減によるもの。手数料29万3,000円の減は、暖房費等支援事業に係る金融機関に支払う振り込み手数料で、当初有料とされていたものが無料となったもの。12節委託料27万2,000円の減は、温泉入浴元気アップ事業で、10,969人分見込んでいたものが、680人少なくなったことによる減額。18節負担金補助及び交付金158万円の減、特別定額給付金80万円の減は、対象者5,446人に対し帰国、居所不明者等8名分を減額、暖房費等支援金78万円の減は、対象世帯2,543世帯に対し入院、帰国、居所不明、受け取り辞退者等78名分を減額したものです。2目老人福祉費31万6,000円の減は、介護サービス等区別会計で説明いたします。9ページに移ります。2項児童福祉費、1目児童措置費、20万3,000円の減、児童手当を受給している世帯の子ども一人当たり1万円を給付する国の子育て世帯への臨時特別給付金事業で、10節需用費12万7,000円の減は、消耗品費の執行残の減額、11節役務費7万6,000円減、通信運搬費6万8,000円の減は、未申請者に対する勸奨用郵便料の減額、手数料8,000円の減は、金融機関に支払う振り込み手数料の減額、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、183万5,000円の減、P

CR検査費用助成金で当初100件見込んでおりましたが、13件の実績となったことから不用額を減額した。4目診療所費10万円の減、国保診療所特別会計で説明いたします。10ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、194万9,000円の減、野菜促成栽培施設環境モニタリングセンサー導入補助金34万9,000円の減は、ハウス内の気温等をデータ化し、効率的な作業の取り組みを行うもので補助率30%、1経営体あたり上限額を20万円とし、11経営体110万円を見込んでおりましたが、12経営体で環境モニタリングシステム5基、簡易型土壌水分測定器15基の補助金額75万1,000円となったことから減額、農林水産業経営継続支援金160万円の減は、国の持続化給付金の対象とならなかった経営体に、経営の継続と労働意欲の喚起を図ることを目的に支援するもので、10経営体200万円を見込んでおりましたが、2経営体の申請実績となったことから減額、4目畜産業費、32万6,000円の減、受精卵移植事業補助金16万1,000円の減は、市場価格が低迷する中で畜産を支援すべく、採卵の補助率30%から60%に、また移植についても補助率30%から60%に嵩上げするものですが、移植予定頭数が21頭少なかったことにより減額、軽種馬市場上場事業補助金16万5,000円の減は、コンサイナー経費の一部を補助する事業で1頭当りの補助単価、1歳馬30日以上3万円を4万円に、2歳馬60日以上5万円を6万5,000円に増額するものですが、一歳馬の預託頭数が4頭少なかったことにより減額、3項水産業費、1目水産業振興費、3万3,000円の減、漁業者漁具整備事業補助金の減で、漁価の低迷により収入が減少していることから、漁具の更新費用を限度額大船35万円・小舟21万円補助するもので、大船3経営体・小舟7経営体に対する実績となったものです。11ページに移ります。6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、補正額はありませぬ。プレミアム付商品券事業総事業費2,917万6,000円販売率100%に対する交付金の充当で、事業費が大幅に減額となったPCR検査費用助成金及び農林水産業経営継続支援金に充当していた交付金を事業費にあわせ減額しており、減額分の内230万円をプレミアム付商品券事業に追加したもので、財源内訳の中で一般財源を減額し、国道支出金を追加しております。8款消防費、1項消防費、2目災害対策費、106万6,000円の減、避難所運営経費及び泉地区避難所設置に係る補正で、10節需用費、35万2,000円の減は、避難所に設置する救急セットが対象外となったことから減額、11節役務費、15万円の減は、泉地区避難所設置に係る土地収用申請が不要となったことから手数料を減額、12節委託料2万5,000円の減は、泉地区避難所設置に係る測量業務委託料の執行残を減額、14節工事請負費、53万9,000円の減は、泉地区避難所設置に係る工事費の入札執行残の減額で、工事費は1,672万円となっております。12ページに移ります。9款教育費、1項教総務費、2目事務局費、24万1,000円の減、町外に居住する学生に対し応援及び経済的負担の軽減を図るべく、一人3万円の2回分を給付したもので、11節役務費、1,000円の減は、郵便料の執行残を減額、18節負担金補助及び交付金、24万円の減は、当初155名見込んでいたものが151名であったことから、4名の2回分24万円を減額したもの。2項小学校費、1項学校管理費、1,000円の減、学習環境整備事業として水道の蛇口23カ所をレバーハンド

ルに交換したのですが係る執行残を減額、3項中学校費、1目学校管理費、1,000円の減、学習環境整備事業として水道の蛇口15カ所をレバーハンドルに交換したのですが係る執行残を減額。13ページに移ります。7項学校給食費、1目学校給食費、47万1,000円の減、長期臨時休校の授業日数を補完すべく夏休み期間中に10日、冬休み期間中に3日、予備日として5日登校日を設け、その際給食を提供すべく委託料を追加しましたが、実績では予備日を使わなかったことから減額したものです。

次に、歳入に移りますので6ページをお開き下さい。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、426万8,000円の追加、管理課で実施した事業の内、国庫補助金を差し引いた町負担の残額に対し、3月29日地方創生臨時交付金の追加交付決定があったもの。2目民生費国庫補助金、643万7,000円の減、1節社会福祉費国庫補助金、623万2,000円減、特別定額給付金補助金90万円の減及び特別定額給付金事務費補助金533万2,000円の減は事業費確定に伴う減額、2節児童福祉費国庫補助金、20万5,000円の減は事業費確定に伴う減額、17款繰入金、1項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、998万円の減、歳入歳出精査により生じた不用額を財政調整基金に繰り戻したものです。

以上が、承認第3号 令和2年度新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由です。ご審議賜り、報告のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第3号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

発言を許可いたします。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 歳出の9ページについてお伺いします。PCR検査の助成金でありますけれども、これを見ますとこの助成事業は終了してしまったのかなというふうに思うところありますけれども、これの助成事業の可決の時に、議決の時に一人3万円ということだったというふうに思います。若干というか、非常に高い金額の設定だなというふうに思いましたけれども、やらないよりはやったほうがいい、やりたい人が積極的にやってもらうことについては何の問題もないというふうに思ったわけありますけれども、さすがにやっぱり個人負担が高かったのだろうというふうに思いますけれども、これを個人負担をうんと下げて、3分の1程度にしてこの事業をさらに続けていくというのがまだまだ続くコロナに対しての対策の1つになるというふうに思いますけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） PCR検査の助成額の件でございますが、議員おっしゃるとおり3万円ということに對しまして補助の考え方でございますが、検査料が3万円だとすると補助は3分の2、2万円の補助、個人負担は1万円になります。ですので、ご質問のとおり個人の負担は3分の1という考え方でございます。これは補助上限が3分の2で

2万円ということでございますので、先ほど申しましたように3万円の場合は2万円を補助、1万円が自己負担ということであります。それから、今後の補助の考え方でございますが、今後3月末で一たんこの補助は終了いたしまして、令和3年度に向けて現在予算計上するようなことで理事者と協議をしておりますので、令和3年度においても継続するという考えで担当課はおりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 堤議員。

○11番（堤俊昭君） 都市部に限ってだと思えますけれども、民間で検査をするというところも随分ふえて2,000円か3,000円の負担で時間も何分というのかな、時間というのかすぐ結論が出せると。ただまあ、民間の検査でありますから、制度に問題もあるとか疑わしい人は病院に行ってくださいということにはなるらしいのですけれども、やっぱり検査をして自分がどうなのかということを知ること、あるいは今から例えば里帰りするとか、会社の都合でどこか出張するという時に、自分はその時に限りですけれども、陰性だったということはやっぱり安心材料の1つになるというふうに思うのですけれども、民間並みの2,000円、3,000円というわけにはいかないかもしれませんけれども、補助率を大幅に引き下げて4月以降実施してほしいというふうに思いますけれども、補助率というのでしょうか、個人負担を大幅に下げて続けてほしいというふうに思いますけれども、その辺の考えを持ち合わせていましたらお願いをします。

○議長（荒木正光君） 鷹觜保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹觜寧君） 自己負担の関係ですが、先ほど申し上げましたように3分の1でございます。ちなみに、令和2年度の結果でございますが、低くは3,000円から高くは3万円ということでございます。平均いたしますと1万8,000円程度になってございます。一番安いもので3,000円ということでございます。2,000円を補助、3分の2の2,000円を補助しておりますので、自己負担は1,000円ということになってございますので、これが一番安価な自己負担になったのだらうと思っておりますので、PCRの検査いろんな種類がございますので、基本的にはどこで受けたものでもその証明書、一たん自己負担してもらってそれが確認できれば補助対象にしてございますので、今後もこのような考え方で継続していきたいというふうに考えてございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 11ページ、商工業振興費の部分でプレミアム商品券に触れますのでその部分で質問いたします。100%完売との説明がありましたけれども、一次販売では半分ほどの販売で半分は残ったような形で、それで二次販売になったということを商工会の方から聞いておりますけれども、この部分は私が9月定例会で危惧したとおりの結果になって二次販売になったと思います。一度に高額な金額を出すことや使いづらさなどから不便さがあり、低所得者には利用されないのではという発言をしましたが、予想どおりになりました。今回の場合以外に、過去2回プレミアム商品券を行って、検証結果として同様

の形で町民全体に還元されていない結果となっております。今回、全世帯に配布する地域商品券の方が町民に還元されてよかったのではないかという提言をしましたが、今回プレミアム商品券という形で実行されました。コロナ禍で売り上げが減少した商工業者の支援として消費を喚起することの目的でやったと思われましても、どちらの形にしても目的は同じだったと思うのですが、今回このような結果になった部分で担当課の方で検証していると思うので、その検証結果がわかればお示ししていただきたいと思いますが。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 今、議員のお話の中で低所得者の方々に十分回らなかったというお話ございましたけども、一次の販売が残ったということは、町民がそれなりに抑えた部数の中で購入されて残ったわけですから、今のご意見は考え方としていかがかなと思いつながりながら聞いておりました。ただ、最近の国の考え方といたしまして、特に三次補正の中では広く町民にばらまくような事業は好ましくないということがございますので、地域振興券的な町民に配るような事業については、なかなか難しい状況になっているということは、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 副町長の説明理解できるのですが、実際問題プレミアム商品券販売された時に、私の周りからやっぱり高額で買いつらいとか、そういった部分ありました。そういったことを考えると、やっぱり一部のある程度余裕のある方が買い取って完売につながったという、この事実は間違いないと思うのですが、その部分でやはり町民全体には還元されなかったという認識を持つべきだと思うのですが、その辺の考えはどうなのでしょう。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 考え方の相違なのかと思って聞いておりましたが、郵便でお申し込みされた方に特定の冊数の制限を加えながら販売していたというのが、今回のプレミアム付き商品券でございました。そういう意味では買う、買わないというのは低所得者という前提を考えずに考えた場合に、町民の中で商品券を買って、そしてそれを利用したいという方々が一次ではさほど多くなかったのではないかと、だから残った。二次分で再度交付したということでございますので、少なからず町民がそれを欲しいということであればまんべんなく一次のときにいったかと思うのですが、そういうことを考えますと、特に必要とされた町民の方々が1次の段階ではさほど多くなかった。議員いわく生活困窮という言葉使われておりましたが、低所得者的な方もその中には当然買われた方いるわけですから、そういう一概におっしゃるような内容での分析にはならないのかなと私は思っております。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 副町長の答弁で、私の考え方と相違があったということで理解し

ますけども、プレミアム商品券は新冠今回3回目ですけども、管内新冠町以外ではコロナ禍の前から毎年プレミアム商品券販売しております。これやっぱり消費喚起ということでカンフル剂的な意図をもって行なっております。形としては新冠の場合は思うような結果出ておりませんが、今後このような国からの事例がないにしても、プレミアム商品券的な商工支援という形で町としては考えるところがあるのか。あるのであれば今回の結果を踏まえ、検証した結果を踏まえてやるのかどうか、その点について答弁をお願いします。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 議員のご指摘の検証を踏まえながら実は国の三次補正令和3年度に繰り越しておりますけども1億、その中で再度地域の振興のために事業を計画したいということは考えております。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） コロナ関連の補正がありましたので、コロナ関連全般についてお伺いしたいと思っております。コロナウイルスの感染拡大の中、1年以上にわたり町民が安心安全に暮らせるよう感染防止対策を実施されてきたわけですが、これら実施されてきた策について今後感染防止対策にも生かされると考えますので、町としてどのように評価されているかお伺いしたいと思っております。

○議長（荒木正光君） 答弁調整のため休憩いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後12時01分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） コロナ関連の対応につきましては国の一次、二次補正の中で考えられることを職員の知恵を絞りながらやってきたつもりでございます。そういう意味で、それをさらに延ばすために第三次、国の第三次補正、令和3年度に繰り越した分、その中でまた新たな事業展開を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 11 ページ消防費の災害対策費の中で、泉地区の避難所設置の部分で質問いたします。この部分では執行残という形で残っておりますけども、この避難所の施設においては箱、要するに建物だけの予算だったのか。それとも中に入る設備備品も含まれていたのかどうか、その点お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 泉地区の避難所につきましては上物だけでございます。中のも

のは一切入っていません。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 箱ということですが、例えばストーブとかそういった設備は全く入っていないのですか。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） この8款の部分ではあくまでも建物だけなのです。ただ、それだけでは当然足りるわけではありませんので、ほかの科目の方からもそういう細かなものは入れようということでございます。

○議長（荒木正光君） ほかにございませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 12ページの学生の給付費についてお伺いをしますけれども、これも若干残っているようでありますけれども、対象となるパターンがすべて受給をしなかったのだからこれだけ残ったということなのか。またあるいは、何か違う理由があるかということと、これはこの議決のときに伺ったかもしれないのですけれども、町外学生等ということになっているのですけれども、この等の部分について、例えば専門学校だとか、塾だとか、予備校だとか、等と書かれればいろいろあるかというふうに思いますけれども、そういったことを具体的に言うとしたら、どのような方が対象になるのかについて伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） 学生給付金でございますが、対象となった方がすべて交付されたのかという部分でございます。実は、第1回目が6月から第一弾ということで行いました。その時にどれぐらいの方がいるのかということがなかなかつかめないということがございましたので、近隣の静内高校さん、それから北海道の統計数字を用いてある程度の対象者の予測をしたところでございます。その第1弾の結果として、12月1日まで第一弾行ったのですが151名の学生等がおりました。これら実績額となります。ただし、第2弾をやるにあたってこの学生たちは全国にいるものですから、万が一漏れた方がいてはいけないということで余裕を持ってさらに4名を追加した形でこの事業を行ったわけです。その結果として、第一弾と同じ151名ということだったということで、予備で見込んでいた分が執行残となったというものでございます。それから、学生等という言い方でございます。議員ご指摘のとおり、それぞれの段階において呼び方がちょっと変わってくるということがあります。高校生の場合でしたら生徒、大学生の場合でしたら学生という呼び方、さらに専門学生ですとかいろいろいるものですから、そういったことでこのものにつきましては学生等という名称にしたということでございます。交付した中にはおおまかに分類をいたしまして大学生、短大生、それから大学院、専門学校に行かれています方、それから高校、高等専門学校、それから養護学校といった方々がおられました。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎日程第13 承認第4号

○議長（荒木正光君） 日程第13、承認第4号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所（竹内修君） 専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年3月29日をもって専決処分したものでございます。このたび専決処分いたしました補正の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し、事業を実施した恵寿荘内窓枠改修工事及び空気清浄機購入費について、事業費が確定したことから減額補正等を行ったもので、議会を開くいとまがなかったことから専決処分をしたものでございます。予算書の1ページをお開き願います。1回目の専決の補正予算となります。第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億774万8,000円にしたものです。

事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費、31万6,000円の減、14節工事請負費、21万5,000円の減は、恵寿荘内の窓枠26カ所を樹脂サッシに交換する工事の入札執行残の減額、17節備品購入費、10万1,000円の減は、空気清浄機25台の購入に係る入札執行残を減額したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、31万6,000円の減、歳入歳出精査により生じた不用額を一般会計に繰り戻したものです。

以上、承認第4号 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算に係る専決処分の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第4号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

発言を許可いたします。

中川議員。

○2番(中川信幸君) 歳出の17節の備品購入費の執行残ということで、10万1,000円が計上されているのですが、これら25台分という説明があったのですが、1台どれぐらいしたのですか。

○議長(荒木正光君) 竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(竹内修君) 空気清浄機の1台当たりの単価でございますが、8万6,300円となっております。

○議長(荒木正光君) 中川議員。

○2番(中川信幸君) 入札でその施行残ということで計上しているのですが、この入札には何社ぐらい参加したのかお聞かせください。

○議長(荒木正光君) 竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(竹内修君) 入札には3社参加しております。

○議長(荒木正光君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第14 承認第5号

○議長(荒木正光君) 日程第14、承認第5号 専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長(杉山結城君) 1回目の専決の補正予算となります。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億839万6,000円にしたものです。

事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。2款、1項、1目ともに医業費5,000円の減、10節需用費、新型コロナウイルス感染症対策用の衛生材料費として購入したサージカルマスク、プラスチック手袋、手指消毒剤などの執行残となっております。2目施設費、9万5,000円の減、17節備品購入費、発熱外来用備品購入費、8万4,000円の減は、飛沫ウイルス除去用として購入したクリーンパーテーション、検査試薬等専用の冷蔵庫、非接触型の体温計、発熱患者さんと一般外来患者さんを分離診察・検査するための仮設プレハブなどの備品を購入しました執行残の減額、感染症対策医療機器購入費1万1,000円の

減は、遺伝子検査装置いわゆるPCR検査装置の入札執行残を減額するものであります。

次に、歳入の説明をいたしますので5ページをお開き下さい。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、10万円の減、歳入歳出精査により生じた不用額を一般会計に繰り戻したものです。

以上、承認第5号 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算に係る専決処分の提案理由です。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第5号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第15 承認第6号

○議長（荒木正光君） 日程第15、承認第6号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第6号 専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書 令和2年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年3月31日付けをもって専決処分したものです。このたび、専決処分いたしました補正の主な内容ですが、歳入では、災害関連経費や新型コロナウイルス対策経費の配分の影響による特別交付税の減額のほか、森林環境譲与税の確定に伴う増額、事業費確定に伴う高度無線環境整備推進事業補助金及び町債の減額、鳥獣被害防止総合対策事業補助金の額の確定に伴う減額、ふるさと納税及びふるさと納税対象外の指定寄附金の増額等となっております。歳出では、事業費確定に伴う高度無線環境整備推進工事費の減額のほか、森林環境譲与税増額に伴う積立金の増額、ふるさと納税及びふるさと納税対象外の指定寄附金の増額に伴うふるさとづくり基金への積立て、シカ等捕獲頭数増に伴う有害鳥獣駆除対策事業費の増額等となっております。いずれも令和2年度内に確定するものですが、議会を開くいとまがなかったことから、令和3年3月31日付けをもって専決処分したものです。

予算書の1ページをお開き願います。第2表 地方債補正、1変更です。起債の目的、高度無線環境整備推進事業、限度額2億6,630万円を補正後、150万円減の2億6,480万円にしたもので、事業費確定に伴う減額となっております。なお、起債の方法及び利率は変更ありません。次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、11ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、299万2,000円の減、光回線整備事業に係る入札執行残の減額、9目財政調整基金費、3万8,000円の減、財政調整基金に係る積立利子の減額、10目減債基金費、17万8,000円の追加、減債基金に係る積立利子の追加11目ふるさとづくり基金費、118万2,000円の減、ふるさと納税分303万3,000円のほか、同基金積立利子25万円、1法人、1個人からのふるさとづくり事業指定寄附金203万円の増となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により肉牛相場が下落し、町有牛売払い収入において553万円が減額となったほか、町有牛優良受精卵売払い収入において採卵数の減少及び生産者の買い控えにより96万5,000円が減額となり、差し引き118万2,000円の減となったものです。13目森林環境譲与税基金費、6万3,000円の追加、配分額の確定により追加するもので、今年度の配分額524万8,000円は全額基金に積立てしております。2項徴税费、1目税務総務費及び2目賦課徴収費、補正額はありません。国民健康保険税の収納率向上対策に係る経費として、国保特別調整交付金が追加交付されたことにより一般財源を30万9,000円減額し、特定財源に同額追加したものです。12ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、112万円の減、国保特別会計で説明いたします。2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、25万円の追加、一時預かり事業負担金5万8,000円の追加は、乳幼児等を一時的に預かった私立の幼稚園等に対し費用の一部を補助するものですが、母親の就労により午後からの一時預かりが増えた事から追加したものです。施設型給付費19万2,000円の追加は、町内の児童がマーガレット幼稚園、静内幼稚園等の町外の私立幼稚園を利用した場合、国の基準に基づき利用料の一部を市町村が施設型給付費という形で幼稚園に対し支給するものですが、出産のため三石へ里帰りした方が出産にあたり、2歳の幼児を三石の施設に入所させたことから2月分追加したものです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費補正額はありません。国民健康保険事業の中で65歳以上の国保加入者がインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンを接種した場合、接種人数に応じ接種費用として国保会計から一般会計に繰出されるもので、インフルエンザワクチン接種分68万円、肺炎球菌ワクチン接種分5万5,000円の73万5,000円の財源を一般財源から73万5,000円減額し、特定財源に同額追加したものです。13ページに移ります。5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、100万1,000円の追加、有害鳥獣駆除対策事業における残滓処理に係る手数料及び猟友会に対する委託料で、11節役務費32万4,000円の追加は、エゾシカの捕獲頭数の増により残滓処理に係る手数料に不足を生じたことから追加。12節委託料67万7,000円の追加は、予算計上頭数に対しエゾシカで48頭、タヌキで83頭増えたことにより追加したものです。

歳入に移りますので7ページをお開き下さい。2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、

1 目森林環境譲与税、6 万 3,000 円の追加、交付額の確定に伴う追加。9 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、1,930 万 3,000 円の減、災害関連経費や新型コロナウイルス対策経費の配分の影響による特別交付税が減額となったもの。13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、2 万 3,000 円の追加、当初新ひだか町の 2 幼稚園を見込んでおりましたが、出産のため三石へ里帰りした方が、出産にあたり 2 歳の幼児を三石の施設に入所させたことから施設型給付費が増額となり、係る費用に対し国庫負担金が増額となったもの。2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、149 万 6,000 円の減、光回線整備に伴う高度無線環境推進事業補助金で、事業確定に伴う国庫補助金の減額。8 ページに移ります。14 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金、1 万 1,000 円の追加、出産のため三石へ里帰りした方が、2 歳の幼児を三石の施設に入所させたことから、施設型給付費が増額となり係る費用に対し道負担金が増額となったもの。2 項道補助金、2 目民生費道補助金、8,000 円の追加、出産のため三石へ里帰りした方が、2 歳の幼児を三石の施設に入所させたことから、施設型給付費が増額となり係る費用に対し道補助金が増額となったもの。4 目農林水産業費補助金、124 万円の減、エゾシカ捕獲頭数に対する補助金の減で 2,215 頭の実績に対し、115 頭減の 2,100 頭の配分となったもの。15 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、39 万円の追加、記載 3 基金の積立金利子の増減による追加したものです。9 ページに移ります。2 項財産売払収入、1 目物品売払収入、649 万 5,000 円の減、町有牛売払収入 553 万円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 4 月から 8 月までに出荷した 16 頭の肉牛の相場が、一頭当たり 32 万 5,000 円下落したことにより減額。町有牛優良受精卵売払収入 96 万 5,000 円の減は、当初採卵数を 72 個見込んでいたものが、58 個に減少したこと及び生産者の買い控えの影響により減額するもの。16 款寄附金、1 項寄附金、2 目指定寄附金、506 万 3,000 円の追加、1 法人、1 個人からのふるさと納税対象外分として 203 万円の寄付があったもの。また、ふるさと納税分として 303 万 3,000 円を追加。17 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目財政調整基金繰入金、1,959 万 2,000 円の追加、歳入歳出精査に伴う不足額を財政調整基金からの繰り入れるものです。10 ページに移ります。19 款諸収入、4 項雑入、5 目雑入、104 万 4,000 円の追加、国民健康保険被保険者分担金 73 万 5,000 円の追加は、65 歳以上の国保加入者がインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンを接種した場合、接種人数に応じ接種費用として国保会計から一般会計に繰出されるもので、インフルエンザワクチンを接種分 68 万円、肺炎球菌ワクチン接種分 5 万 5,000 円を追加したもので、予防費に充当しております。国民健康保険税収納率向上対策事業費負担金 30 万 9,000 円の追加は、国保税の収納率向上対策に係る経費として国保特別調整交付金が増加交付されたもので、税務課で使用する公用車の経費、ファームバンキング、コンビニ収納、預金調査手数料等に充当しております。20 款町債、1 項町債、1 目総務債、150 万円の減、高度無線環境整備推進事業債で事業費の確定に伴う減額です。

以上が、承認第 6 号 令和 2 年度新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由で

す。ご審議賜り、報告のとおりご承認くださるようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第6号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 新冠町高度無線環境整備推進事業のことについてお伺いいたします。この工事自体はもう完了したということによろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 下川企画課総括主幹。

○企画課総括主幹（下川広司君） お答えいたします。令和2年度をもちまして光回線の整備は町内全域で完了したということになります。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 担当の課から対象の町民に対して、4月19日より開通いたしますということでしたがけれども、一部美宇地区、それから大狩部地区の工事の遅れ、工事が遅れたのか、つなぐ点で何か問題があったのかということ、これもまた丁寧なあいさつ文というか、そういう文書も役場からいただきましたけれども、その原因とそれから実際にその遅れた場所は、今現在はつながるような状態になってるかっていうことと、工事もしっかり相当混雑してるようで申し込んでもなかなか工事に来てくれないような状況がございますけれども、そういった点をやっぱり1日でも早く利便性を高めるために、何らかの措置というのはなされているでしょうか。

○議長（荒木正光君） 下川企画課総括主幹。

○企画課総括主幹（下川広司君） お答えいたします。2期目のサービスの申し込みに関しましては、今竹中議員おっしゃったように、4月初めのころに申し込みをさせていただいて、4月19日から提供を開始します。それは新和地区、それから太陽地区、里平地区です。で、共栄、大狩部、東川それから美宇地区もちょっと一部ということだったのですが、地区分けで4月19日と5月連休明けから引き込み工事を開始しますということでご案内をさせていただいております。これにつきましては、NTT側といろいろ協議をさせていただいて、やはり整備している範囲が広域になっていますので、ある程度地区をまとめて引き込み工事をしていって、そこはスムーズに開通できるようにということで、2週間ぐらいの幅で先に始めた地区がございましたけれども、今現在、現状もゴールデンウィーク明けておりますので、今日現在5月7日になりますので、これ以降については全地区引き込み工事の開始日の調整がつけばそこは順次開通していくという形になっております。町がそこは早く開通一刻も早く待っているお客様もいらっしゃいますのでしてくださいと、調整をしてくださいというお願いは再三、四、NTT東日本側にはしております、これからは申し込みはあくまでも個人の方、法人も含めてなのですが、これは通信事業者に申し込んでいただいて、そこの調整で引き込み工事の開始日は決まるということになり

ますので、そこはその調整を町はそこまで介入できませんので、その調整は申込者と通信事業者さんの間でしていただくという形になります。どうしても遅いとか、申し込んでも全然とかという場合は、役場の方に問い合わせしていただければ、その状況の確認というのは役場の方からできますけれども、それを早くしたいたとか、調整したりというのは基本的には通信事業者さん側でやっていただくという形になりますので、ご理解していただきたいと思います。以上です。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 役場の方から案内いただいた中で、遅れた2地区についての原因は、その時点ではわからないような状況だったように受けとめましたけれども、その原因というのは判明したのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 下川企画課総括主幹。

○企画課総括主幹（下川広司君） 工事というか、日程をずらしたということですかね、引き込み工事が地区によって4月19日から引き込みしますよという地区と、5月7日以降に引き込みしますよというふうに分けたということは先ほど答弁させていただいており、先に全地区をいっぺんにしてしまうと逆にかえって開通の工事の調整がつかなくて延びてしまうということが去年もあったので、そこはある程度地区をこの地区は4月から、この地区は5月からということで分けたという認識で町はいます。ほんとは全地区いっぺんにできればよかったのですが、そこはNTT通信事業社さん側の事情もあるというふうには聞いておりますので、そこは最大限影響が余り差が出ないように、少なくとも1カ月、1カ月半ぐらいには開通工事はできるようにしてくださいということは、町の方からNTT東日本さんの方には申し入れをして、そのような形で今やっていただいているという形です。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第16 承認第7号

○議長（荒木正光君） 日程第16、承認第7号 専決処分についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 承認第7号 専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書 令和2年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年3月31日付けをもって専決処分したものです。このたび、専決処分いたしました補正の主な内容ですが、令和2年度医療費の確定に伴う医療給付費の補正及び国保会計から一般会計への繰出金の追加として、65歳以上の国保加入者がインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンを接種した場合、接種人数に応じ接種費用として繰出す保健事業費及び国保税の収納率向上対策に係る経費として、国保特別交付金が交付決定されたことから、それぞれ一般会計へ繰出す補正を行っております。また、令和3年度への繰越額の中から、今後の国保財政の安定化と不測の事態に備えるべく2,000万円を国民健康保険財政安定化基金積立金に積み立てておりますが、これら補正にあたり議会を開くいとまがなかったことから、専決処分を行っております。予算書の1ページをお開き願います。1回目の専決の補正予算となります。第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,201万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,172万6,000円とする。2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、30 万 9,000 円の追加、国保税の収納率向上対策に係る経費として、保険給付費等特別交付金が交付決定されたもので、一般会計へ繰出し税務課で使用する公用車の経費、ファームバンキング、コンビニ収納、預金調査手数料等に充当しております。2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目療養給付費、4,733 万 8,000 円の減、2 目療養費、171 万 5,000 円の減は、医療費及び柔道整復師等による療養費の確定に伴う減額、3 目審査支払手数料、29 万 3,000 円の減は、レセプト点検に係る手数料で療養給付費の減に伴い審査支払手数料を減額したものです。次に、8 ページに移ります。2 項高額療養費、2 目高額介護合算療養費、14 万円の減、高額介護合算療養費制度は1 年間における医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額であった場合に、自己負担額を軽減するため限度額を超えた分支給されるもので事業費確定に伴う減額。4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、159 万円の減、当初7 件分見込んでおりましたが、3 件の実績となったことから不用額を減額したものの。3 款国民健康保険事業費納付金、国保制度は平成 30 年度より北海道が財政運営の責任者となり、市町村と共同で運営しており、財源については北海道があらかじめ通知する納付金を市町村は国保税を徴収し、北海道に納付しているもので、納付金には一般被保険者分、後期高齢者分、介護に分かれております。1 項医療費給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分、55 万 9,000 円の減は、一般被保険者に係る納付金の確定による減額。次に、9 ページに移ります。2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分、74 万 8,000 円の減、後期高齢者に係る納付金の確定による減額、3 項介護納付金分、1 目介護納付金分、67 万 2,000 円の減、介護に係る納付金の確定による減額。6 款保健事業費、2 項保健事業費、1 目保健衛生普及

費、73万5,000円の追加、65歳以上の国保加入者が、インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンを接種した場合、接種人数に応じ接種費用として一般会計の予防費に繰出すもので、インフルエンザワクチンの接種分68万円、肺炎球菌ワクチンの接種分5万5,000円を追加したものです。次に、10ページに移ります。8款諸支出金、4項繰出金、2目国民健康保険財政安定化基金積立金、2,000万円の追加、令和3年度への繰越額4,246万2,000円の内、今後の国保財政の安定化と不測の事態に備えるべく、2,000万円を基金に積み立てております。

次に、歳入に移りますので6ページをお開き下さい。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金、4,724万6,000円の減、1節保険給付費等普通交付金、5,107万6,000円の減、市町村が行った保険給付の実績に応じその同額が交付されるもので、歳出2款の保険給付費の額の確定により減額したものです。なお、減額の中で大きいのは医療費で4,733万8,000円下がっております。2節保険給付費等特別交付金、383万円の追加、都道府県2号繰入金は市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付されるものでレセプト点検、特定検診受診率向上対策が該当となっております。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、112万円の減、出産育児一時金の一般会計からの繰入ルール分の減額で、当初7件見込んでいたものが3件の実績となったことから、42万円の3分の2、4件分を減額したものです。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1,581万円の追加、前年度繰越金の全額を財源化したものです。8款国庫支出金、2項国庫補助金、3目国民健康保険災害等臨時特例補助金、54万5,000円の追加、新型コロナウイルス感染症による国税減免分に対し、国庫補助及び調整交付金により全額充当されるもので、5件の申請に対する国庫補助金です。

以上が、承認第7号 令和2年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算に係る専決処分の提案理由です。ご審議を賜り、提案のとおりご承認下さいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第7号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

◎日程第17 承認第8号

○議長（荒木正光君） 日程第 17、承認第 8 号 専決処分についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第 8 号 専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。次ページをお開き願います。専決処分書 令和 3 年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 3 年 4 月 1 日付けをもって専決処分したものです。このたび、専決処分いたしました補正の内容ですが、新型コロナウイルスワクチン接種記録システムに係るシステム改修費の専決処分です。令和 3 年 3 月 9 日付け内閣官房 I T 総合戦略室の通知により、4 月 12 日から始まっております新型コロナウイルスワクチン接種にあわせ、住民の接種記録に関する新たな国のシステムに、既存の新冠町の健康情報システムと連携する必要が生じたことから早急に作業を開始したく、係る委託業務契約に係る予算の専決処分を行っております。

予算書の 1 ページをお開き願います。4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、100 万円の追加、国が構築した新型コロナウイルスワクチン接種情報を一元的に管理するシステム V R S と既存の新冠町の健康情報システムとを連携するための改修業務委託料を追加したものです。

次に、歳入に移りますので 5 ページをお開き下さい。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金、100 万円の追加、V R S システムと既存の新冠町の健康情報システムとを連携する為の改修業務委託料に対し、全額国庫補助金が交付されます

以上が、承認第 8 号 令和 2 年度新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由です。ご審議賜り、報告のとおりご承認くださるようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第 8 号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

発言を許可いたします。

武田議員。

○1 番（武田修一君） I T 総合戦略と新冠町の健康推進システムの改修ということなのですが、具体的にはどのように変わるのでしょうか。町民にとってどういう影響があるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 今回のシステム改修でございますが、町民に対する影響はございません。新冠町の持っている健康情報システムにワクチンなどを管理するシステムがついておりまして、まずそこと国が今回 V R S という住民がワクチンを接種した情報をいち早く登録されるためのシステム構築しているのですが、これを連携するための予算、

改修予算でございます、今回の予算は。ですので、住民側といたしましては町が配布する接種券持っていますので、住民には影響なくて、その接種券を今回国が配布したシステムのタブレットがきているのですが、タブレットに読み込むという作業が町側としては必要になる。そういう作業が必要になってきますので、作業的には町というか、ワクチン接種担当者の作業がふえるというイメージになろうかと思えます。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○1番（武田修一君） 一元的に管理するといっても健康推進にかんする現在はそれのみということなのでしょう。いずれどのように発展していくかわからない部分あるのですが、例えば自治体の情報もそうですけど、個人情報にかかわる懸念とか、そういう部分はいまは懸念の心配はないということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鷹觜保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹觜寧君） このシステムの目的は、国がこの新型コロナのワクチンを国民全体でどれくらい打っているだろうというものをいち早くリアルタイムで把握するために構築したものでございます。目的はそういう内容になってございます。

○議長（荒木正光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第8号は報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第18 同意第1号

○議長（荒木正光君） 日程第18、同意第1号 新冠町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 同意1号 新冠町副町長の選任について提案理由を申し上げます。

新冠町副町長中村義弘氏は、令和3年5月10日をもって任期満了となりますので、後任に次の者を選任したく地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。同意を求めようとするものは、新冠郡新冠町字北星町7番地の48、山本政嗣氏、昭和36年11月23日生まれ、満59歳であります。山本氏の経歴は別紙のとおりでありますので、後刻ご覧いただきたいと存じますが、山本氏は平成2年10月に新冠町役場に公職後、平成23年に保健福祉課長、平成26年から社会教育課長として、また平成29年5月から新冠町教育委員会教育長として行政及び教育の振興発展に貢献されてきた方であり、職員はもとより、町民からの信望も厚い方であり、副町長として適任と判断し、選任について

て同意を求めるものでございます。

以上、同意第1号の提案理由でございます。ご決定くださるようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより、同意第1号 新冠町副町長の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第1号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### ◎追加日程の議決

○議長（荒木正光君） ただいま町長から同意第2号 新冠町教育委員会教育長の任命についてが追加提出されました。また、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会並びに議会運営委員会委員長より、閉会中の継続調査についての2件についても追加提出されました。

お諮りいたします。提出されました3件の議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号及び会議案第6号、第7号を追加日程第1及び第2、第3として議題とすることに決定しました。

議案配布のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時57分

再会 午後 1時59分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

#### ◎追加日程第1 同意第2号

○議長（荒木正光君） 追加日程第1、同意第2号 新冠町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 同意第2号 新冠町教育委員会教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

新冠町教育委員会教育長山本政嗣氏より、令和3年5月10日をもって辞職したい旨の願いがあったことから、後任の新冠町教育委員会教育長に次の者を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。同意を求めようとするものは、新冠郡新冠町字東町24番地の26、奥村尚久氏、昭和35年3月10日生まれの満61歳であります。奥村氏の経歴は別紙のとおりでありますので、後刻ご覧いただきたいと存じますが、奥村氏は昭和57年3月北海道教育大学函館分校卒業後、昭和57年4月浦河町立堺町小学校を皮切りに、退職までの38年の長きにわたり日高管内10校で勤務され、当町では平成21年から3年間新冠小学校の校長として赴任されております。また、平成24年から2年間日高教育局の義務教育指導官として管内の教育振興に尽力され、さらに平成28年から3年間日高管内の校長会の会長の任に当たった方でございます。退職後の令和2年4月からは新冠町教育委員会の指導主事として活躍され、現在に至っているところでございます。奥村氏につきましては教育現場を熟しされており、また現場を指導する指導官も経験した熱意のある方でございますので、教育関係者からも辛抱が厚く、前教育長の後を引き継ぎ、今後の新冠町の教育振興と人づくりにご貢献いただける方だと考えており、教育長として適任と判断し、任命について同意を求めます。

以上、同意第2号の提案理由でございます。ご決定くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより、同意第2号 新冠町教育委員会教育長の任命についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎追加日程第2 会議案第6号及び追加日程第3 会議案第7号

○議長（荒木正光君） 追加日程第2、会議案第6号、日程第3、会議案第7号 閉会中

の継続調査について、以上2件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。

よって、会議案第6号、会議案第7号は、申し出のとおり継続調査とすることに決定いたしました。

ただいま堤副議長から中村副町長並びに山本教育長へ謝辞の申し出がありましたので、これを許します。

堤副議長。

○副議長(堤俊昭君) 議長の発言許可をいただきまして、勇退される中村副町長、そして教育長という重責を担って来られた山本教育長に対して、一言謝辞を申し上げます。

中村副町長におかれましては、鳴海町長就任以来1期4年、本町の行政推進に尽力していただきました。この間、就任間もない鳴海町長の片腕として新たな事業の立ち上げ、そして推進に経験豊かな行政経験を遺憾なく発揮され、町づくりの大きな役割を担っていただきました。また、コロナウイルス感染症対策という過去に経験のない業務の対応において、先頭に立って対処していただいたことに心から感謝申し上げます。今後は、一町民として新冠町発展のために、今までの職責を通して培われました貴重な経験を生かしてご指導ご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。

また、山本教育長におかれましては、中村副町長と機を同じくして就任され、町の教育施策の推進を主導されてきました。少子化が進む社会情勢にあつて、教育環境の整備と未来を見据えた教育の将来像を構築することは、まちづくりの根幹かと思えます。山本教育長の示した本町教育の進むべき道は今後におけるまちづくりの大きな柱となることでしょう。今後は、新たな立場で新冠町の町づくりを背負うこととなりますが、これまで同様将来を見据えた鋭い洞察と果敢な行動力をもって鳴海町政を支えていただきたいと思います。

最後になりますが、中村副町長、山本教育長のこれまでのご努力とご尽力に心から感謝申し上げます。本当にお疲れさまでした。

○議長(荒木正光君) 勇退される中村副町長から、あいさつの申し出がありましたので、これを許します。

中村副町長。

○副町長(中村義弘君) ただいま、堤副議長さんから身に余るお言葉をいただき、感慨無量しております。本当にありがとうございました。また、本会議開催中という大変貴重な時間を割いていただき、あいさつの機会を与えていただきました議長さんをはじめ、議員

の皆様方に心からお礼を申し上げます。平成 29 年 5 月の臨時会におきまして、議会の皆様方に選任をいただき以来、1 期 4 年という短い時間ではありましたが、新冠町の発展のため鳴海町長の町政運営を支え、全身全霊で職務に取り組んでまいりましたが、このたび任期満了により 5 月 10 日付をもちまして、副町長の職を辞するにいたしました。また、先ほど本町の職員として非常に素晴らしい人材でございます、山本政嗣さんが新たに鳴海町長の補佐役として、また全職員の先頭に立って仕事をすべく選任いただきました。皆様方におかれましては今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げるところでございます。

私は、1975 年昭和 50 年 4 月に奉職して以来、今年で 46 年が経過いたしました。今、いろいろな思い出が胸中に去来しております。奉職後、昭和、平成そして令和と年号が変る中、新冠町を取り巻く環境は地方分権改革、交付税の大幅な削減、市町村合併、少子高齢化と人口の減少、さらにはコロナ禍などにより厳しさを増す行財政運営の中、行政と議会の皆様方、そして町民の皆様方が力を合わせ問題を解決してきたことにより、今日の新冠町があるものと考えております。今後も新冠町取り巻く環境は厳しさを増すものと思いますが、鳴海町長とともに町民の皆様方、議会の皆様方、そして職員の皆様方が一丸となり、思いやりと笑顔にあふれた新冠の実現を目指していただくよう、心からお願いを申し上げます。また、浅学非才の身でありながら事務方のトップとして、この 4 年間務めてこられましたのも議会の皆様方をはじめ、職員の皆様方のご協力があったることと、心より感謝を申し上げます。一人の一步より、100 人の一步と申します。どうぞ、新冠町発展のため町民の皆様方、議会の皆様方、そして職員の皆様方におかれましては一步ずつ歩みを進めていただき、新冠町が限りなく発展することを願うものでございます。

最後になりますが、このたびの私のわがままをご理解いただきました鳴海町長に感謝を申し上げ、あいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（荒木正光君） 中村副町長、4 年間大変ご苦勞様でございました。

#### ◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上もって、本臨時会に提案されました議案すべての審議を終了いたしました。

なお、閉会前に副町長に選任されました山本政嗣氏から、議員の皆さんにごあいさつしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 貴重なお時間を拝借いたしまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきますと存じます。

このたびは、議員の皆様方のご高配によりまして副町長選任の同意を賜りました。心からお礼を申し上げるところでございます。また、教育長在任中におきましては、皆様方のご理解あるご協力をいただきながら、何とか職責を果たしてこることができたというふう感じておりますけれども、先ほどは堤副議長から身に余るお言葉をちょうだいいたしま

して、重ねて厚くお礼を申し上げる次第でございます。私は、4年前この場所で不安と緊張感の中で教育行政の長としての立場を仰せつかったわけでございますが、顧みますと非常に短かったなという印象、それからただただ走り抜けてきた印象だなというような感想でございます。就任当初はさまざまな教育課題を感じ取ったわけでありますけれども、少子高齢化の中における児童数の減少、さらには義務教育環境の施設の老朽化、これに対する将来構想の必要性、さらには教育現場と教育行政との信頼関係の希薄さ、こういったものを感じ取ったわけでありますけれども、この2点に関しましては何とかこの在任期間中の中で取り組みがかなったのではないかなというふうに考えているところでございます。今後におきましても、後任に同意をいただきました奥村教育長に対しまして、私がいただいたご指導、ご鞭撻に増してご協力を賜りますことをお願いを申し上げたいというふうに思います。変化が激しく厳しい時代でございます。その中であって、新たな重責を担わせていただくわけでございますけれども、私自身行政運営における経験、そして知見において不足することが多いということは、私自身しっかりと自分自身自覚した上で町民の皆様、そして議員の皆様、何よりも町職員全体の力をお借りしながら、第2期鳴海町政が掲げる思いやりと笑顔にあふれた新冠の実現に向け、自らの特徴を最大限に発揮しながら誠心誠意、職務に邁進したいというふうに考えているところでございます。

今後とも、一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます、教育長の退任とそして副町長就任のごあいさつとさせていただきます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（荒木正光君） 次に、教育長に任命されました奥村尚久氏からもごあいさつしたい旨の申し出がございますので、これを許します。

奥村尚久君。

○指導主事（奥村尚久君） 奥村尚久でございます。貴重なお時間をいただきまして、一言お礼のごあいさつを申し述べさせていただきます。ただいま、議員の皆様のご高配によりまして教育長任命の同意を賜りました。心から厚くお礼申し上げます。大変身の引き締まる思いであります。これから新冠町の教育行政を担うこととなりましたが、教育はこれからの将来を担う子どもたちの基盤であり、どんなに時代が変わろうとも心の中にふるさと新冠を抱き、自分のよさ、可能性を信じ、さまざまな人々と協働し、変化の激しい時代を乗り越えていく力をはぐくむことが大きな使命だと考えております。「町民憲章」、「Reの精神」をいつも原点回帰として教育行政の実践に務めてまいります。現在、終息の見えないコロナ禍にありますが、教育の質をさらに高め、教育課題の解決に向けて取り組んでまいります。山本教育長のもとで学ばせていただきましたことをもとに、未来を担う子どもたちがたくましく生き抜く力や町民の方々が心豊かに、生きがいを感じられる生涯学習の推進、活力ある地域社会の形成のために誠心誠意、職務に邁進する所存です。今後も一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎閉会宣告

○議長（荒木正光君） これをもって令和3年第2回新冠町議会臨時会を閉会といたします。  
ご苦労さまでした。

（午後 2時18分 閉会）